

次代の北海道を担う青少年育成協議会規約 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 事務局</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事務局長は、北海道環境生活部くらし安全局<u>道民生活課長</u>をも って充てる。</p> <p>5 略</p> <p>第12条 ～ 第16条 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年3月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 事務局</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事務局長は、北海道環境生活部くらし安全局<u>道民生活課青少年 担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>5 略</p> <p>第12条 ～ 第16条 (略)</p>